

東京府

44 甲種商業学校卒業者の入学許可（明治四十三年八月）

(欄外注記1) 明治四十三年八月廿九日受
学務課主任属大島亨蔵(印)

内務部長(鈴木印) 学務課長(浜野印)

(欄外注記2) 甲種商業学校指定ニ関スル件

按一

本月廿五日文部省告示第二〇八号ヲ以テ私立明治大学其他ノ大
学入学ニ関シ甲種商業学校卒業者ヲ中学校卒業者ト同等以上ノ
学力アルモノト指定相成候尚右指定ノ結果トシテ別紙不必要ト
相成候ニ付及返付候旨文部省ヨリ通牒有之候条御了知相成度此
段及通牒候也

年月日

東京府

(印) 私立慶応義塾大学部

按二

同ノ三

本月廿五日文部省告示第二〇八号ヲ以テ私立明治大学其ノ他ノ
大学入学ニ関シ甲種商業学校卒業者ヲ中学校卒業生ト同等以上
ノ学力アルモノト指定相成候条御了知相成度其ノ筋ヨリ通牒ノ
次第有之此段及通牒候也

年月日

(印) 私立明治大学

(印) 私立日本大学

(印) 私立中央大学

(印) 私立各商業学校(甲種程度)

(朱書) (私立明治大学及私立日本大学へ)

追而学則中ニ左ノ規定ヲ設ケラレ候様其ノ筋ヨリ通牒有之
候ニ付此段申添候也

一、甲種商業学校卒業者ニシテ大学予科ニ入学シタル者ハ大学
部商科ニ限り進入スルコトヲ得

(欄外注記3) 文部大臣 官房 雑専二〇五号
文書課

本月廿五日文部省告示第二〇八号ヲ以テ私立明治大学、私立日
本大学私立慶応義塾大学部並私立中央大学ノ入学ニ関シ甲種商
業学校卒業者ヲ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アルモノト指定
相成候ニ付其旨各学校設立者ニ御示達相成度尚右指定ノ結果ト
シテ明治四十二年三月一日付西学甲七二四号ノ二ヲ以テ御進達
相成タル私立慶応義塾商工学校卒業者ヲ同大学部理財科並予科
ノ入学ニ関シ指定ノ件ハ不必要ト相成候ニ付書類及返付候条御
伝達相成度此段及通牒候也

明治四十三年八月廿六日

文部省専門学務局長 福原鏡二郎印

東京府知事 阿部 浩殿

追而私立明治大学及私立日本大学ニ対シテハ学則中ニ左ノ規定ヲ設ケシメラレ度此段申添候也

一 甲種商業学校卒業者ニシテ大学予科ニ入学シタル者ハ大学部

商科ニ限り進入スルコトヲ得

(欄外注記1)

「西学甲七二四ノ二号」「判決八月三十日」「施行八月三十一日」

(欄外注記2)

「完結」「明治四十三年九月八日」

(欄外注記3)

「収受四十三年八月二十六日・西学甲七二四号」

〔明治四十三年 文書類纂 学事 629 C6 3〕